

総合計画・復興計画策定検討部会の設置について

1 部会設置の趣旨

- (1) 令和元年7月19日開催の福島県総合計画審議会（以下、「審議会」という。）において、新しい福島県総合計画の策定について、福島県知事より諮問がなされた。総合計画の検討、取りまとめを機動的・効果的に実施するため、審議会委員及び特別委員で構成する部会を設置し、集中的な審議を行う。
- (2) 現行の福島県復興計画について、総合計画と将来像を共有していること、令和2年度末をもって計画期間の終期を迎え、総合計画と整合性を図った新しい計画の策定に向けた検討が必要であることから、同部会の中で併せて審議を行う。

2 部会の名称

部会の名称は、「総合計画・復興計画策定検討部会」とする（以下、「部会」という。）。

3 部会委員の人数

部会委員の人数は、10名とする。

4 部会の設置期間

令和2年12月末までとする。

なお、部会設置期間中に、委員の改選があった場合には、改めて会長による部会委員の指名及び部会長の互選を行うものとする。

5 部会報告の取り扱い

部会は、審議した結果を審議会に報告し、審議会は、この報告を踏まえて審議を行うものとする。

6 その他（部会に関する規定）

福島県総合計画審議会条例

第6条 審議会はその定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。